

請求日 年 月 日

(宛先) 甲賀市長

施設等利用費請求書（法定代理受領用）

認可外保育施設等が施設等利用給付認定保護者に代わって施設等利用費を代理受領する場合

【 年 月分】

私（請求者）は、特定子ども・子育て支援提供者として、子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、甲賀市に居住している施設等利用給付認定保護者に代わり、施設等利用費を下記の通り申請します。

なお、施設等利用費の審査及び支払いにあたり、次の事項に同意します。

1. 実際の利用状況等について甲賀市が施設等利用給付認定保護者に確認すること。
2. 利用料の請求・支払い状況を甲賀市が施設等利用給付認定保護者に確認すること。
3. 甲賀市の要請・質問等に対応すること。

1. 特定子ども・子育て支援提供者（請求者）

フリガナ		請求者の 所属団体	
特定子ども・子育て 支援提供者氏名 (請求者)	印	請求者の 役職名等	

2. 特定子ども・子育て支援施設・事業所

フリガナ		所在地	〒
施設・事業所名		(市外の場合のみ記入)	電話：
フリガナ		所在地	〒
施設・事業所の 運営団体名		(市外の場合のみ記入)	電話：

3. 施設等利用費請求金額

提 供 年 月	年 月 分	請 求 金 額	円
---------	-------	---------	---

4. 施設等利用費請求金額の内訳

別紙「施設等利用費請求金額内訳書」のとおり

5. 振込先

金融機関名	預 金 種 目	☐ 普通	☐ 当座
銀行・信用金庫	支店	口 座 番 号	
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	

施設等利用費請求金額内訳書

【 年 月分】

枚目/ 枚

※施設等利用費請求金額の内訳となる認定子ども全員について記入

No.	生年月日	(フリガナ) 認定子どもの氏名	認可外保育施設の契約形態・ 契約している利用料 ※1	月途中の入退園 レ及び月途中入園(退園)日を記入	徴収した月額利用料(a)	月額上限額(b) ※2	備考
					請求額(aとbを比較して小さい方)		
	年 月 日		☐ 月額契約 ☐ 時間契約 ☐ 日額契約	☐ なし ☐ 月途中入園(日) ☐ 月途中入園(日)	円	円	
	年 月 日		☐ 月額契約 ☐ 時間契約 ☐ 日額契約	☐ なし ☐ 月途中入園(日) ☐ 月途中入園(日)	円	円	
	年 月 日		☐ 月額契約 ☐ 時間契約 ☐ 日額契約	☐ なし ☐ 月途中入園(日) ☐ 月途中入園(日)	円	円	
	年 月 日		☐ 月額契約 ☐ 時間契約 ☐ 日額契約	☐ なし ☐ 月途中入園(日) ☐ 月途中入園(日)	円	円	
	年 月 日		☐ 月額契約 ☐ 時間契約 ☐ 日額契約	☐ なし ☐ 月途中入園(日) ☐ 月途中入園(日)	円	円	
	年 月 日		☐ 月額契約 ☐ 時間契約 ☐ 日額契約	☐ なし ☐ 月途中入園(日) ☐ 月途中入園(日)	円	円	
	年 月 日		☐ 月額契約 ☐ 時間契約 ☐ 日額契約	☐ なし ☐ 月途中入園(日) ☐ 月途中入園(日)	円	円	
	年 月 日		☐ 月額契約 ☐ 時間契約 ☐ 日額契約	☐ なし ☐ 月途中入園(日) ☐ 月途中入園(日)	円	円	

※1 利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。
(10円未満の端数がある場合は切り捨て)

※2 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額40,300円(※3)、第3号認定の場合は45,700円(※4)です。
月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。
・月途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限度額：40,300円※3(45,700円※4)×転出日までの日数÷その月の日数
・月途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合の限度額：40,300円※3(45,700円※4)×転入先での認定日からの日数÷その月の日数

※3 令和8年9月末まで利用分は37,000円。令和8年10月以降利用分は40,300円。

※4 令和8年9月末まで利用分は42,000円。令和8年10月以降利用分は45,700円。